**宿泊税チラシ　表**

|  |
| --- |
| 大阪府に宿泊される皆様へ |
| 宿泊税のごあんない |
| 宿泊税は、世界有数の国際都市・大阪をめざして、大阪の魅力を高める観光振興施策に活用しています |
| 宿泊税の使いみち |
| ・旅行者の受入環境の整備  ・大阪の魅力向上・国内外へのプロモーション |

**宿泊税チラシ　裏**

|  |
| --- |
| 納める方  大阪府内の宿泊施設※に一定の金額以上の料金で宿泊された方 |
| 支払い方法  宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等へお支払いください |

注意：「宿泊施設」とは、以下の施設をいいます。

・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた施設

・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊施設）

・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊料金（1人1泊） | 税率 |
| 7,000円未満 | 課税されません |
| 7,000円以上15,000円未満 | 100円 |
| 15,000円以上20,000円未満 | 200円 |
| 20,000円以上 | 300円 |

|  |
| --- |
| 宿泊料金に含まれるもの  ・素泊まりの料金  ・素泊まりの料金にかかるサービス |
| 宿泊料金に含まれないもの  ・消費税等に相当する金額  ・宿泊以外のサービスに相当する料金  （例）食事、会議室の利用、電話等 |